

(健Ⅱ262F)

令和2年2月12日

都道府県医師会
郡市区医師会
感染症危機管理担当理事 殿

日本医師会感染症危機管理対策室長
釜 范 敏

感染症法に基づく届出の基準等における
新型コロナウイルス感染症に関する流行地域について

新型コロナウイルス感染症が「指定感染症」(2類感染症相当)に位置付けられたことに伴い、感染症法に基づく届出の基準等が改正されたことにつきましては、令和2年2月5日付け(健Ⅱ244F)によりご連絡申し上げます。

今般、同基準等に示されている「WHOの公表内容から新型コロナウイルス感染症の流行が確認されている地域」について、中国湖北省及び浙江省とし、本年2月13日より適用する旨、厚生労働省より各都道府県等衛生主管部(局)あて別添の通知がなされ、本会に対しても周知方依頼がありましたので取り急ぎご連絡申し上げます。

なお、厚生労働省においては、今後取扱いに変更がある場合には別途連絡するとしております。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知のうえ、関係医療機関等に対する周知方ご高配のほどよろしくお願い申し上げます。

※厚生労働省文書は文書管理システム及び本会HPに掲載いたします。